

名 誉 会 員 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大分県作業療法協会（以下「本会」という。）の名誉会員についての必要な事項を定める。

2 この規程は、定款施行規則第2条第2項に掲げる規程に基づき定める。

(定義)

第2条 名誉会員とは、本会に功労のあった者で、別記様式第3号により理事会に推薦し、総会の承認を得た者とする。

(選考基準)

第3条 名誉会員は、以下のいずれかの基準を満たす者とする。

- (1) 多年にわたり本会に在籍し、作業療法の進歩と発展に顕著な功績が認められ、60才以上の会員で、理事会の推薦を受け、総会で承認を得た者
- (2) 本会の充実と発展のために多大の貢献が認められた学識経験者等で理事会の推薦を受け、総会で承認を得た者

(入会)

第4条 名誉会員に総会の承認を得た者は、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

2 正会員が名誉会員になった場合、自動的に正会員の資格を失いその権利は本規程の第6条によるものとする。

(会費)

第5条 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

(権利)

第6条 名誉会員は、総会に参加することができる。

- 2 名誉会員は、総会における議決権および役員選挙権を有しない。
- 3 名誉会員は、本会の役員および委員になることはできない。
- 4 名誉会員は、本会主催の学会・研修会への参加および刊行物を無料とする。

(退会)

第7条 名誉会員は、次の各号のいずれかに該当した場合その資格を失う。

- (1) 死亡したとき
 - (2) 免許を取り消されるとき
 - (3) 本会の名誉をき損し、または本会定款に違反するような行為をしたとき
- 2 名誉会員は、その旨を会長に届け出て退会することができる。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。